

行方市開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所及び開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第2条 閲覧所の場所は、行方市建設部都市建設課内とする。

(閲覧時間等)

第3条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

2 閲覧所の定期休日は、行方市の休日を定める条例(平成17年行方市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日とする。

3 市長は、登録簿を整理する場合、その他必要があると認める場合には、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧を停止し、若しくは閲覧時間を短縮し、又は休日を設けることができる。この場合において、閲覧所にその旨を掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、開発登録簿閲覧申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(閲覧所以外の閲覧の禁止等)

第5条 閲覧者は、閲覧所以外の場所で登録簿を閲覧することができない。

2 閲覧者は、登録簿を汚損し、又は破損することがないように丁寧に扱うとともに、加筆、消除此外修正を行ってはならない。

3 登録簿の貸出しは、行わない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(1) この規則の規定に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。

(2) 他の閲覧者等に迷惑を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

(閲覧簿の写しの交付手続)

第7条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

開発登録簿閲覧申請書

年 月 日

行方市長 殿

申請者 住 所

氏 名

次のとおり開発登録簿の閲覧を申請します。

開 発 許 可 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 番 号	第 号
開 発 地 域 の 名 称	

様式第2号(第7条関係)

開発登録簿の写しの交付申請書

年 月 日

行方市長 殿

申請者 住 所

氏 名

次のとおり開発登録簿の写しの交付を申請します。

登 録 番 号	第 号
開 発 許 可 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 番 号	第 号
交 付 申 請 枚 数	枚